

令和4年11月定例会

教育産業委員会資料
(産業振興部)

請願・ 陳情		令和4年11月議会提出分	新規 ・継続
受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願・ 陳情 者名
87	令和4年 11月22日	米余りを解消し、食料自給率を高めるための水稻収穫量調査基準の見直しに関する意見書の提出について	
請願・ 陳情 の要点		左 に対する 措置 等	
<p>ロシアによるウクライナ侵攻以後、エネルギーや穀物など輸入に頼る物資価格が軒並み値上がりし、その一方で米価は、今年僅かに上向いたものの依然として低価格が続いている。このため、国は、主食用米から加工用米や新規需要米への用途変更を進めてきたが、農林水産省が令和4年11月9日に公表した水稻予想収穫量（10月25日現在）では、本県の作況指数が全国で最も低い95（県北と県中央94、県南97）となり、10アール当たり予想収穫量も前年産を37キログラム下回る554キログラム（県北530キログラム、県中央548キログラム、県南571キログラム）と厳しい状況である。</p> <p>ところが、実際の農家の収穫量はこれよりもさらに少ないと思われる。なぜなら、予想収穫量は、選別ふるい目幅1.7ミリメートルを基準にして求めたものだが、1.7ミリメートルを使用する農家は全国で僅か0.2%しかいなく、多くの農家がより大きな1.85ミリメートルから1.9ミリメートルまでのふるいを使用しているのが実情である。このため、統計値が実際よりも大きくなっており、実態を反映した統計値にすることは米政策の基幹統計として重要であると同時に、米余りの解消にもなり、また食料自給率の向上にもつながるなど大きなメリットがある。</p> <p>下記1項の説明として、水稻収穫量調査は、加工用米、農家の自家消費米、縁故米等も含め、飯用に供し得る玄米の総量がどのくらいであるかを把握することを目的として、全国一律にふるい目</p>			

幅1.7ミリメートル、かつ3等米品位になるように選別し、10アール当たり玄米重量を計測している。しかし、1.7ミリメートルは戦後の食糧難時代の名残である。当時、国民に配給する米を確保するため、政府は農家から買い上げる基準をやむを得ず1.7ミリメートル以上と定めていた。しかし、現在では1.7ミリメートルは鳥の餌レベルであり飯用には適しない。事実、多くの生産者は1.7ミリメートルを使用しておらず、作況指数及び農作物共済の補償額の算出には各都道府県の農家が最も多く使用したふるい目幅が適用される。このため、水稻収穫量調査にもこの表を当てはめて試算すると、令和3年産米の場合、1.7ミリメートル基準に比べて子実用で約33.6万トン、主食用米で約30.9万トン少なくなる。これは過剰米に匹敵する量である。

下記2項の説明として、これらの基準値をそろえることによって、水稻収穫量調査において基準未満の米は収穫量から除外されることになる。これはいわゆる「くず米（ふるい下米）」と呼ばれる低品位米であり、農産物検査の規格外に相当し安価で取引されている。これを価格が高騰する輸入穀物に代えて家畜の飼料として活用することは、食料自給率の向上にも有効である。従来、主食用米を飼料用米に用途変更するために多額の税金を投入することには批判もあったが、より安価なくず米（ふるい下米）を活用することによって税負担を軽くでき、これはまた、家畜に高品位な主食用米を与える一方で納税者がくず米を食べるといった事態を防ぐことにもなり、納税者の理解も得やすいと考える。

下記3項の説明として、旧食糧管理法では、くず米、砕米その他農林水産大臣の指定する米穀を「特定米穀」と定義し一般の米穀とは区別していた。しかし、現行の食糧法では全て「米穀」に一本化されており、1等米にくず米を混ぜて表示せずに販売しても問題にならない。品質の劣るくず米を混入させた精米を特定できるよう、現行の食糧法にも「特定米穀」を復活させ、くず米と一般米を区別可能にすることが必要ではないか。

については、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出するよう陳情する。

記

- 1 水稻収穫量調査の基準値を作況指数及び農作物共済の補償額の算出基準値にそろえること。
- 2 飼料用米にはくず米（ふるい下米）を優先的にしむけること。
- 3 くず米の定義「特定米穀」を復活させ、一般米と区別すること。

新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券 の追加発行および利用状況について

1 発行概要

(1) 共通項目

- ア 販売対象：秋田市民（1人2冊まで購入可能）
 - イ 販売価格：1冊8,000円
 - ウ 商品券仕様：1冊1万円分の冊子（1,000円券10枚綴り）
 - (ア) 中小規模店専用券 5,000円分（1,000円券×5枚）
 - (イ) 共通券 5,000円分（1,000円券×5枚）
- ※ 中小規模店専用券は売場面積1,000㎡未満の店舗で利用可

(2) 初回発行

- ア 販売期間：令和4年6月25日（土）から完売まで
※ 7月1日（金）で全冊完売
- イ 販売方法：販売店舗での直接販売（完売次第終了）
- ウ 販売場所：市内76か所（金融機関56か所、商業施設等20か所）
- エ 発行額：10億円（うちプレミアム分2億円）

(3) 追加発行

- ア 販売期間：令和4年11月1日（火）から11月30日（水）まで
- イ 販売方法：専用サイト等による事前申込制で、当せん者には購入引換券を郵送
当せん者は、販売店舗で購入引換券を提出し購入
- ウ 販売場所：市内73か所（金融機関55か所、商業施設等18か所）
- エ 発行額：15億円（うちプレミアム分3億円）

2 追加発行に係る申込・引換結果

- (1) 申込受付期間：令和4年10月7日（金）から10月24日（月）まで
- (2) 発行冊数：150,000冊（15億円分）
- (3) 申込者数：74,382人
- (4) 申込冊数：146,093冊（14億6,093万円分）
- (5) 発行冊数に対する申込率：97.4%（146,093冊／150,000冊）
※ 申込冊数が発行冊数を下回ったため、抽せんは実施しない
- (6) 引換販売冊数：139,823冊（11月30日終了）
- (7) 申込冊数に対する引換率：95.7%（139,823冊／146,093冊）

3 利用状況等

- (1) 利用可能期間：令和4年6月25日（土）から令和5年1月31日（火）まで
- (2) 利用額：12億4,438万円（11月30日集計分まで）
- (3) 利用率：51.4%（12億4,438万円／24億2,223万円）

※ 秋田の食と産品堪能スタンプラリー事業の景品である商品券計2,400万円分を含む

4 利用可能店舗等

- (1) 利用可能店舗：2,283か所（11月30日現在）

	小売業	飲食店	サービス業	その他	合計
業種別 店舗数	1,166 (51.1%)	677 (29.6%)	299 (13.1%)	141 (6.2%)	2,283 (100%)

- (2) 店舗登録期限：令和4年12月20日（火）まで受付

5 事業費

- (1) 初回発行

実行委員会への補助金：2億8,525万8千円

- ア 商品券助成費 2億円
- イ 実行委員会の事務費 8,525万8千円

- (2) 追加発行

実行委員会への補助金：3億5,997万3千円

- ア 商品券助成費 3億円
- イ 実行委員会の事務費 5,997万3千円

6 今後の事業スケジュール

- 令和5年1月 商品券利用期限
- 2月 事業者からの商品券換金期限
- 3月 補助金実績報告、精算

教育産業委員会資料
令和4年12月14日
中央卸売市場市場管理室

秋田市卸売市場再整備基本構想 (骨子案)

令和5年3月

目次

1 本市場を取り巻く状況	1
(1) 全国の社会動向	
(2) 秋田県の社会動向	
(3) 本市場の概要	
2 国や県の関連政策等の整理	2
(1) 国の政策動向	
(2) 県の政策動向	
(3) 市の上位計画	
(4) 物流に関する動向	
3 本市場の現状	3
(1) 取扱数量、市場利用者の状況	
(2) 東北地方における本市場の位置	
(3) 市場内事業者の状況（現状と推移）	
(4) 市場施設の現状（老朽化、不具合動線、不足機能等）	
(5) 市場会計の状況	
4 市場内事業者等の意向	4
(1) アンケート調査の実施概要	
(2) 卸売業者と仲卸業者の意向等	
(3) 関連事業者の意向等	
(4) 売買参加者・買出人の意向等	
5 他市場における再整備の取組事例	6
6 本市場の長期的なあり方	8
(1) SWOT分析（内部環境（強み、弱み）、外部環境（機会、脅威））	
(2) 長期的なあり方（将来イメージ）	
7 再整備構想	10
(1) 再整備の考え方	
(2) 必要機能および適正規模の検討	
(3) 再整備パターンの検討	
(4) 余剰地活用の考え方	
(5) 設置・運営主体	
(6) 事業手法の検討	
8 再整備のスケジュール（案）	18
(1) 工程の概要	
(2) 事業スケジュール（案）	

1 本市場を取り巻く状況

(1) 全国の社会動向

- ・全国の卸売市場数、卸売業者数ともに減少傾向にあり、卸売業者数は中央卸売市場ではピーク時の267から65(R2年度)に、地方卸売市場では1,972から908(R2年度)となっている。
- ・食生活の変化により加工食品の需要が増加し、生鮮食料品の消費量が減少している。
- ・青果については、大口需要者による産地からの直接仕入れの増加や直売所の隆盛、水産物では産地と小売・外食業者間の直接取引により市場経由率が低下している。
- ・温暖化による気候変動、大規模自然災害や感染症等のリスクが高まっている。
- ・コロナ禍の体験を踏まえ、地産地消に対する関心の高まりやデリバリーサービス(宅配等)やシェアサービスの利用増大を受けて、食などに対する社会的な関心やニーズが高まっている。
- ・DX(ICTやAI、IoT技術等)の進展に伴う、市場業務の効率化が進んでいる。

DX: Digital Transformation (デジタル技術により、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えること)

ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術)

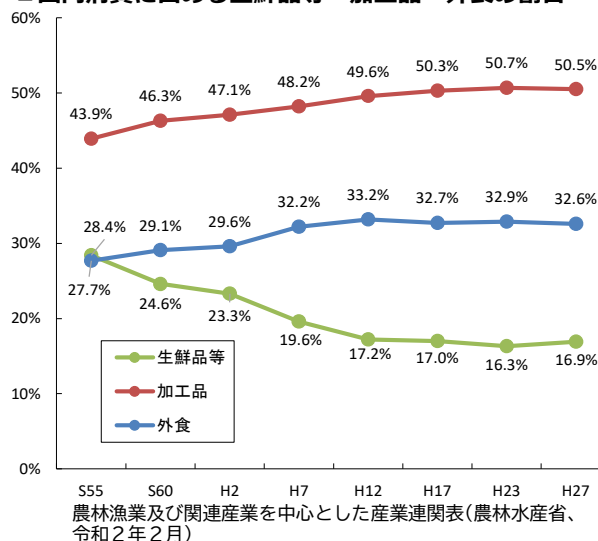
AI: Artificial Intelligence (人工知能)

IoT: Internet of Things (モノのインターネット)

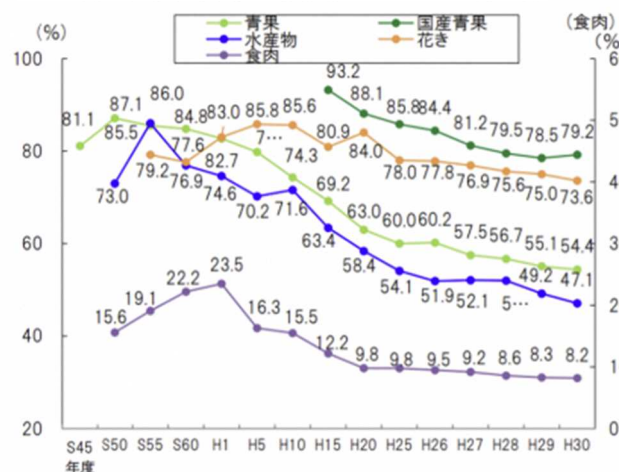
(2) 秋田県の社会動向

- ・人口減少により、生鮮食料品を含む県内の食料消費量がさらに減少すると予想される。
- ・県内の販売農家数、海面漁獲量ともに減少傾向にある。
- ・大都市の市場に荷物が集中し、地方都市での集荷が困難になる。
- ・高齢化による交通弱者の増加、人口減少による食料品店の撤退等により、フードアクセスが困難になる。

■ 国内消費に占める生鮮品等・加工品・外食の割合



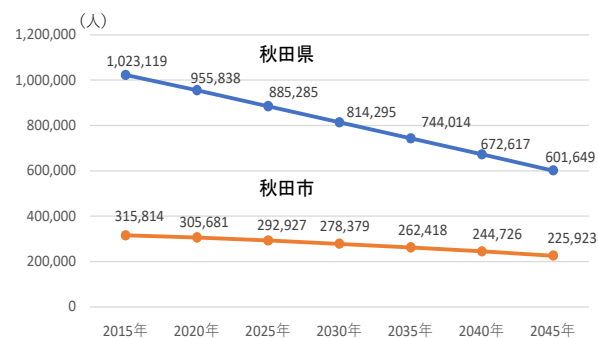
■ 卸売市場経由率の推移(重量ベース、推計)



資料: 農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

注: 卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産および輸入の青果、水産物等のうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場の取扱数量は除く)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値

■ 秋田県および秋田市の人口推計



国立社会保障・人口問題研究所(国勢調査) ※2015年は実績値

(3)本市場の概要

名称	秋田市中央卸売市場（花き部）、秋田市公設地方卸売市場（青果部、水産物部）
所在地	秋田市外旭川字待合 28 番地
市場の沿革	■地域指定 秋田市（昭和 47 年 2 月 15 日） 青果部 野菜、果実およびこれらの加工品 水産物部 生鮮水産物およびその加工品 ■開設認可 昭和 50 年 2 月 17 日 ■業務開始 昭和 50 年 3 月 1 日 花き部 業務開始 平成 4 年 4 月 1 日 青果部・水産物部公設地方卸売市場転換 平成 24 年 4 月 1 日
敷地面積	139,520 m ²
入場業者	○卸売業者：5（青果部 2、水産物部 2、花き部 1） ○仲卸業者：12（青果部 5、水産物部 4、花き部 3） ○関連事業者：19

2 国や県の関連政策等の整理

(1)国の政策動向

- ・卸売市場法および食品流通構造改善促進法が平成 30 年 6 月に改正、令和 2 年 6 月より施行。
- ・改正の趣旨は「卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る」こととされている。
- ・主な改正内容は、①卸売市場の開設が国や都道府県の認可制・許可制から認定制へ移行、②開設区域の指定の廃止、③商物分離や第三者販売、直荷引きなど取引に関する規制の大幅な緩和等である。

(2)県の政策動向

- ・県の政策の中で卸売市場に関わるものには以下のものがある。

●新ふるさと秋田農林水産ビジョン

農業や水産業の振興として、持続的・効率的な生産体制により、食料供給を担っていく農業の実現や、効率的な操業と販売力強化の実現により、水産業の持続的な発展を目指すとしている。

●新秋田元気創造プラン

「美酒・美食のあきた」の創造として、「消費者ニーズを捉えたオリジナルの開発と秋田の「食」のブランド化」「食品製造業の振興」「多様な流通チャネルを活用した県産食品の販売の促進」「秋田の「食」の魅力の発信と誘客への活用」が施策の方向性として掲げられている。

(3)市の上位計画

- ・令和 2 年度に策定された第 14 次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」基本構想では、卸売市場について「今後も、市民に安全安心な生鮮食料品等を供給する役割を効果的に果たすため、再整備に向けた検討を進めます」との記載がある。
- ・また、同推進計画では、外旭川地区について、「泉外旭川駅の開業や、新たな幹線道路の整備など、恵まれた交通環境をいかし、卸売市場の再整備に併せ、民間との協働による先端技術を活用したまちづくりのモデル地区の検討などにより、地域の活性化」を目指すとしている。

(4)物流に関する動向

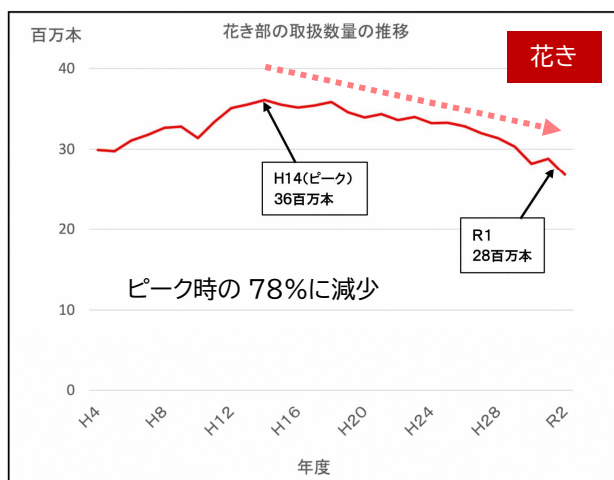
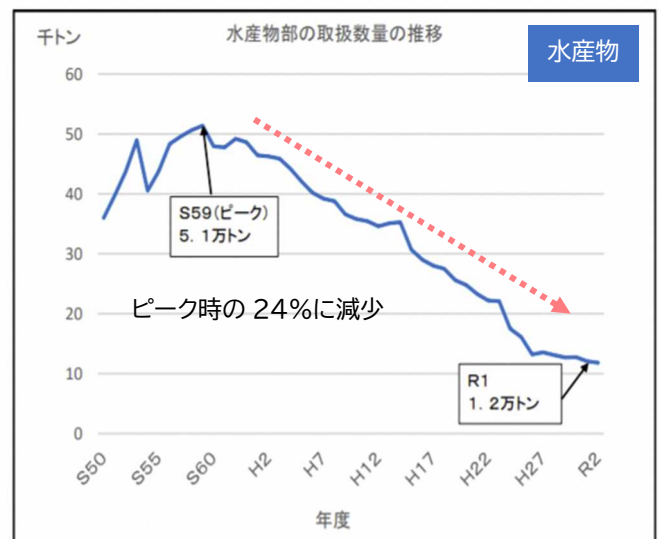
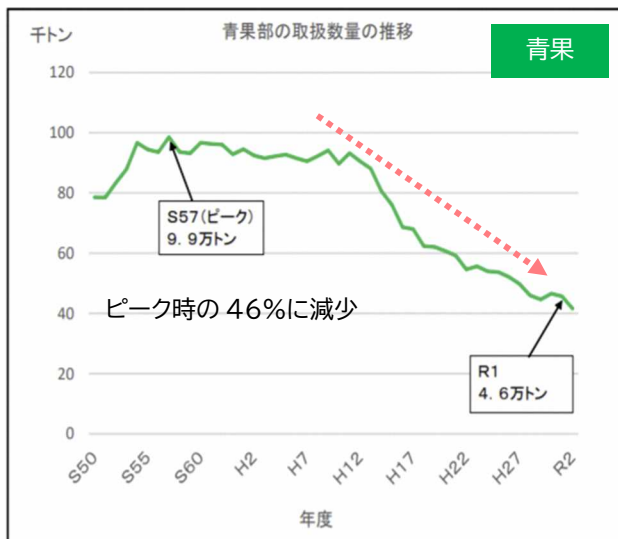
- ・国土交通省「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」では、「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」「時間外労働の上限規制の適用を見据えた労働力不足対策の加速と物流機構改革の推進」「強靱性と持続可能性を確保した物流ネットワークの構築」という柱のもと、卸売市場においても進めていくべき物流課題に対する取組例が示されている。

3 本市場の現状

(1)取扱数量、市場利用者の状況

- ・取扱数量は、ピーク時と比べて青果部 46%、水産物部 24%に減少。花き部も 78%となっている。特に青果部と水産物部については、県や市の人口減少と比べても、急激に減少している。
- ・市場利用者は、開設当初と比べて激減しており、売買参加者で、青果部が当初の 24%、水産物部が 37%となっており、花き部は業務開始した平成 4 年に比べると 52%となっている。また青果部と水産物部の買出人は 1,179 事業者から 62 事業者と当初の 5%になっている。一方、花き部の買出人については、花き部の買出人が単独集計となった平成 27 年度以降は微増となっている。

本市場の取扱数量の推移



(2)東北地方における本市場の位置

- ・ 県全域をカバーする総合的な地域拠点市場で、秋田市民および県民の需要に対応している。
- ・ 県内の卸売市場の中で6割超のトップシェアを占めており、県産品の販路としても一定の役割を果たしている。
- ・ 指定管理者制度の導入や市場使用料の面積割への統一など、戦略的かつ効率的な市場経営を実施している。

(3)市場内事業者の状況（現状と推移）

- ・ 仲卸業者や関連事業者が大きく減少しており、経営状況のほか、人材不足による後継者問題等から廃業等によるさらなる減少の可能性がある。
- ・ 卸売業者が直接的に実需者に販売したり、仲卸業者が直接産地や他市場から仕入れるなど、卸・仲卸の役割が重なったり、類似するなど、それぞれの役割が変化してきた。

(4)市場施設の現状（老朽化、不具合動線、不足機能等）

- ・ 昭和 50 年の開場から 48 年が経過し、経年劣化による建物・設備等の老朽化が進行している。
- ・ 改修工事や修繕に多額の費用を要していることと併せ、現代の流通形態や社会的ニーズへの対応に遅れをとっている。

(5)市場会計の状況

- ・ 市場事業は特別会計を導入し、基本的には市場内事業者による市場使用料等を収入源に施設の建設・維持管理・運営を行っているが、市場内事業者の減少による収入減や施設改修等による支出増などにより、使用料収入以外の財源として一般会計からの繰入金を充当しており、近年はそれが継続している。

4 市場内事業者等の意向

(1)アンケート調査の実施概要

- ・ 本市場のあり方検討を行う上で、市場内事業者の実態や意向を把握するため、市場関係者を対象にアンケート調査を行った。なお、調査内容については、令和 2 年度の実績や状況を基準としている。

	調査対象	回収数	調査方法	実施時期
卸売業者	5（青果部 2、水産物部 2、花き部 1）	5	開設者による配布・回収	令和 3 年 10 月
仲卸業者	12（青果部 5、水産物部 4、花き部 3）	12	同上	
関連事業者	18	15	同上	
売買参加者 ・買出人	308 ・売買参加者 226 （青果部・水産物部 135、花き部 91） ・買出人 82（青果部・水産物部 63、花き部 19）	152	郵送による配布・回収 （開設者へ返送）	令和 3 年 11 ～ 12 月

(2)卸売業者と仲卸業者の意向等

- ・5年前と比べた売上状況について、卸売業者では「やや悪くなった」、仲卸業者では「かなり悪くなった」との回答が最も多かった。
- ・自社に対する外部からのニーズについては、卸売業者、仲卸業者ともに「多様な品ぞろえ」、「地元産へのニーズ」が上位を占める結果となった。
- ・自社の長期的な経営方針について、卸売業者は、「本市場内あるいは県内外の卸売業者・仲卸業者との連携強化や合併を望む」回答が大部分を占める一方、仲卸業者は「現状の業域業態を維持する」との回答が最も多い結果となった。
- ・10年後の取扱金額の見通しは、卸売業者では「現状と変わらない」、仲卸業者では「増えていると思う」との回答が最も多かった。
- ・自社の経営戦略（今後の力点）については、卸売業者では「集荷力アップ」、仲卸業者では「販路の拡大」が最も多く票を集めた。
- ・一般市民等を対象とした農水産物等の直売所や飲食、道の駅の併設に関する意向について、「併設ではない方が良い」と「何らかの形で関わりたい」との回答は約半数ずつであった。
- ・本市場の開設・運営のあり方に関する意向については、卸売業者、仲卸業者ともに「公設民営」が上位を占める結果となった。

(3)関連事業者の意向等


- ・市場内外での出店等の状況については「市場内のみ」が最も多く、将来（10年後）の本市場での事業継続の見通しについては「わからない」が最も多かった。

(4)売買参加者・買出人の意向等

- ・年間仕入額のうち本市場が占める割合については「75%以上」が最も多く、その理由としては「昔から仕入れていてなじみがあるから」、「継続して安定的に仕入れることができる」、「近くにあり、便利で、運送コストも安い」などが上位を占めた。
- ・10年先の仕入れの見通しは、いずれの部門も4割前後が「減少」と回答した。
- ・5～10年後の本市場の必要性については「必ず残してほしい」が最も多く、その期待や要望については「産地や卸、仲卸などと連携した魅力的な商品の提案」、「安定した量の確保」、「品ぞろえの充実」が多くなっている。

5 他市場における再整備の取組事例

名称	奈良県中央卸売市場	所在地	大和郡山市筒井町 957 番地の 1
規模	敷地面積：151,258 m ² 延床面積：現況 58,267 m ² →計画約 28,000 m ²		
事業方式	現地建替+余剰地活用 市場整備： PFI (BT) にて公募予定	整備期間	計画中 R2～10 年度（事業者選定含む）
背景・狙い	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の老朽化 ○衛生・品質管理への対応 ○市場施設のコンパクト化により創出した余剰地に、市場が取扱う「食」を活用した一般消費者向けの新機能導入を計画 <p>【狙い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「食」と親和性が高く、観光への相乗効果の高い機能との複合化により、賑わいを創出 ○フードホールや子ども広場、宿泊施設等の誘致により、広域から誘客を図る 	手法・取組効果	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場(BtoB)エリアに隣接する賑わい創出(BtoC)エリアに、食を通じて多様な世代が楽しめ、観光客も呼び込める新たな観光スポットを整備 ○民間事業者へのヒアリング、個別対話、事業者提案等を活用し、整備・維持管理・運営等に民間活力の積極的な導入を検討 <p>【取組効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○滞在時間の拡大 ○広域からの集客による周辺地域の活性化
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○BtoC エリアの事業は、R3～4 年度にかけてサウンディング調査および整備検討予定 ○卸売市場を含めたエリアの高さ制限緩和(20→31m) ○地区計画による産業施設の誘導 ○スケジュール（基本計画実施プランより） 事業者選定：R3～4 年度 BtoB エリア：R4～7 年度設計・建設工事 BtoC エリア：R5～7 年度事業者選定、R8～10 年度設計・建設工事 		 <p>奈良県 HP より</p>
名称	和歌山市中央卸売市場	所在地	和歌山市西浜 1660 番地の 401
規模	敷地面積：現況 132,237 m ² →計画約 100,000 m ² 延床面積：現況 44,098 m ² →計画 26,995 m ²		
事業方式	現地建替+余剰地活用 市場整備：従来手法	整備期間	整備中：H30～R4 年度（5 年間、設計期間含む）
背景・狙い	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場施設の老朽化 ○再整備に伴い発生する余剰地に「道の駅」等の整備を計画 <p>【狙い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場利用者が使いやすく、機能的で開かれた活気のある「中央卸売市場」の整備 ○「道の駅」併設による地域活性化 	手法・取組効果	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公募型プロポーザルにより民間事業者を選定する予定 <p>【取組効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場施設との直結・連携による相乗効果 ○観光ゲートウェイ、情報交流、憩と癒しの拠点化による賑わい観光市場の形成
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○再整備に伴う余剰地面積：約 32,000 m² ○余剰地活用の方策 A：道の駅 トイレ、休憩施設等 B：道の駅地域振興施設 アイデア公募。温浴施設、場外市場等の卸売市場との連携施設等を想定。定期借地を検討 C：その他余剰地 アイデア公募。観光客、市民の公園、スポーツ施設等を想定 ○事業者提案を基に事業可能性、公募条件の整理を行い、令和 4 年度の完成予定 		 <p>国土地理院航空写真より</p>

名称	下関地方卸売市場唐戸市場	所在地	下関市唐戸町 5 番 50 号
規模	敷地面積：107,867 m ² 延床面積：24,157 m ²		
事業方式	移転集約 市場整備：従来手法	整備期間	整備済み H9～12 年度（4 年間）
背景・狙い	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○唐戸市場業者からの市場建替の陳情から、下関市が唐戸地区ウォーターフロント開発部会を設立し検討開始 ○基本設計者をプロポーザルにより決定 ○平成 13 年 4 月開業 <p>【狙い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光客や市民が集う商業地を形成 ○コンセプト「海峡まるごとテーマパーク」 ○唐戸市場および周辺施設（水族館、複合飲食施設等）の整備 	手法・取組効果	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開設者（下関市）による整備 <p>【取組効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる食材を取り揃えた総合食品センターの役割を果たす ○地元でとれた新鮮な魚介類や農産物等の売場が軒を並べ、仲卸売場も一般客の買い物が可能 ○週末は「活きいき馬関街」を開催、旅行会社等と連携し集客を図る ○年間来場者数 140 万人
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○総事業費：約 77 億円（市場棟：50 億円、駐車場：14 億円、用地：13 億円） ○財源内訳：国庫補助金 11 億円、県補助金 5 億円、地方債 61 億円。 ○市場棟は大吹き抜けの 3 層 4 階建、プレキャスト/プレストレストコンクリート造。 ○駐車場棟は、市場棟とブリッジによって 3 階レベルで結ばれた 3 層 4 階。 ○海峡を望むことのできる屋上緑地広場 		

名称	富山市公設地方卸売市場	所在地	富山市掛尾町 500 番地
規模	敷地面積：123,138 m ² 延床面積：現 39,585 m ² （民間施設除く）		
事業方式	現地整備 市場整備：PPP（リース方式）	整備期間	整備中 R3～7 年度
背景・狙い	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○取扱数量減少による規模の適正化 ○市場施設の老朽化 ○コンパクト化により生じた余剰地の有効活用 <p>【狙い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場施設と民間収益施設の配置を含めた一体的な提案による用地全体の有効活用を図る 	手法・取組効果	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業用定期借地により民間事業者が市場施設を建設、所有、維持管理を行い、市は建物賃貸借契約により市場運営を行う <p>【取組効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財政負担軽減 ○民間施設誘致による QOL の向上
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者募集の結果、1 社から提案あり ○大手デベロッパーを代表とし、青果卸業者や地元企業等で構成 ○公共施設（市場）は、売場全体を「閉鎖型」とし、衛生・品質管理の向上を図る ○民間施設は、スーパー、ホームセンター、ファニチャーセンター等を誘致し、「マーケットストリート」を中心に市場との連携により、「まちに開かれた生活市場」を実現する ○事業期間 R36 年度末まで 		 <p>富山市 HP より</p>

6 本市場の長期的なあり方

(1) SWOT分析（内部環境（強み、弱み）、外部環境（機会、脅威））

強み（S）	弱み（W）
<ul style="list-style-type: none"> ① 県の中心部に位置し、県全域をカバーする県内唯一の総合的な地域拠点市場（青果部・水産物部、花き部） ② 秋田市民（30万人）および県民（93万人）の需要に概ね対応（県民需要では、野菜 34%、果実 23%、水産物 26%、花き 52%） ③ 県内の卸売市場（8市場）の中で6割超のトップシェア（青果部 68%、水産物部 64%、花き部 100%弱） ④ 秋田県産品の販路として一定の役割（県内産率は青果部 20%、水産物部 14%、花き部 25%） ⑤ これまで戦略的かつ効率的な市場経営（地方卸売市場への移行、指定管理者制度の導入、市場使用料の面積割への統一等） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 取扱数量の継続的減少。県や市の人口減少に比して急激に減少（ピーク時の取扱数量の青果部 46%、水産物部 24%、花き部 78%に減少） ② 市場内事業者の減少（青果部仲卸 11→5、水産物部仲卸 12→4）と経営状況の悪化（売上減少、配送等の負担増、人材不足、高齢化等の悪循環） ③ 卸・仲卸の役割の変化（2者の役割が類似したり、重複し、競合化も） ④ 市場利用者の継続的減少（売買参加者は青果部で当初の 24%、水産物部で 37%、花き部で 52%に減少。買出入は当初の 5%に減少） ⑤ 市場施設の老朽化・ニーズへの対応の遅れ（48年経過による経年劣化。量販店中心型物流動線、定温物流等への未対応等） ⑥ 市場会計の悪化（特別会計で、市場使用料を主要な収入源とする市場会計の悪化。一般会計からの繰入の継続）
今後の機会（O）	今後の脅威（T）
<ul style="list-style-type: none"> ① 国の政策による位置づけ（市場法改正による規制緩和により、各市場の創意工夫による運営が可能；商物分離、第三者販売、直荷引き、開発区域の指定の廃止、卸売業者に対する部類ごとの取扱品目にかかる国の許可の廃止、取扱品目の多様化等） ② 県の政策による後押し（「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」による園芸品目の生産振興、水産業の振興。「新秋田元気創造プラン」による食品製造業の振興等） ③ 食などに対する社会的な関心やニーズの高まり（安全・安心、健康、地産地消、デリバリーやシェアサービス、地方移住・地方創生、SDGs、働き方改革、防災、福祉との連携、脱炭素社会等） ④ DX（ICT や AI、IoT 技術等）の進展に伴う、市場業務の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ① 人口減少により県内食料品の消費量が激減予想（現状 93万人→40～50年後には、40～50万人と推定） ② 食生活の変化により生鮮食料品の消費量が減少（調理をしない人増加（外食、中食等）） ③ 市場経由率が低下（産直、量販店による直接取引、ネット通販の増加等） ④ 地方都市での集荷が困難になる（産地や大都市から遠距離、荷物の小ロット化、トラック運転手の働き方改革等による集荷が困難） ⑤ 国内・県内の農林水産業を取り巻く環境の変化 ⑥ 気候変動、大規模災害や感染症等のリスク ⑦ フードアクセスが困難になる（高齢化による交通弱者、小売店等の偏在、県内への食料の移入の減少等）

(2)長期的なあり方（将来イメージ）

【重視する考え方】

その1 秋田県民・市民に安全で新鮮な食を安定的に提供する市場

県人口の減少、産地等から遠いという課題の中で、持続的で、安定的な食料調達と、県民への供給が最重要課題で、公設卸売市場としての存在意義をまっとうする。

その2 市場と地域の両方の活性化をめざす市場

中間流通の機能だけではなく、多様なニーズに対応し、市場機能に加えて、各場内事業者の強みを活かした事業を展開し、自社も、市場も活性化し、関係する事業者を含む地域への活性化にも貢献する。

その3 市民・県民に愛され、社会に貢献する市場

卸売市場が、市民・県民に見える化し、暮らしや社会にとって重要で、かつ愛される存在になる。

その4 誇りを持って働ける市場

卸売市場で働く人や仕事が、社会的により広く認知され、誇りと将来展望を持って活躍できる市場になる。

その5 新しい連携で支える市場

従来にとらわれずに、県市連携、官民連携、事業者連携等により、新しい市場、新しい価値を産み出す。

【将来イメージ】

食と花であきたの未来を育てる創造拠点市場

卸売市場の本務である安定的な食品等の流通を基本としつつも、従来の考え方にとらわれずに、新しい発想で、食と花の切り口から、社会経済や生活に必要とされる機能や事業を先導し、あきたの未来を育てることをミッションとする、創造拠点市場をめざす。

7 再整備構想

(1)再整備の考え方

- ・本市場の主要な建物は、昭和 50 年の開場から 48 年が経過している。
- ・インフラ設備等の老朽化が目立っている。
- ・このような状況下で、本市場の再整備の考え方としては、一般的に以下の 4 つのパターンが考えられる。

【パターン A:既存施設の長寿命化＋一部建替え】

- ・耐震診断を行った上で、耐震性を有しない建物の耐震改修（補強）を行い、老朽化した施設・設備・インフラを改修して、できるだけ現状施設を活用する。
- ・新規機能や改修困難な建物については、一部建替えを行う。

【パターン B:全面建替え（仮設方式）】

- ・別用地に仮設として仮移転をすることにより、現市場用地を更地にしてから全面建替えを行う。

【パターン C:全面移転建替え】

- ・別途市場用地を確保して、全面一括移転建替えを行う。

【パターン D:全面建替え（現地ローリング方式）】

- ・別用地への仮移転を行わず、現市場用地内で順次ローリングをしながら全面建替えを行う。

一般的な再整備の考え方パターン比較表

	パターン A	パターン B	パターン C	パターン D
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の耐震改修、老朽化施設・設備・インフラ等の大規模改修により、既存施設の長寿命化を図る手法。 ・一部施設の建替えや新築を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別用地に仮設の建物を建設し、現市場用地に新たに施設を建設整備する手法。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別用地を確保して、全面一括移転建替えを行う手法。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現市場用地内で、順次ローリング（スクラップアンドビルド）しながら、全面建替えを行う手法。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の有効利用を図ることができる。 ・整備コストを圧縮することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現市場用地での建替え再整備が可能。 ・一括建替え整備も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現市場を運営しながら一括全面建替えが可能で、整備期間（用地取得および造成に係る期間を除く。）を最も短くできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現市場用地内で建替え再整備が可能（移転地が不要）。 ・仮設の建設を前提としないため、コストを抑えられる。 ・移転回数を抑えられる。 ・完成した施設から使用を開始できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の構造的耐用年数により、建物寿命に限界がある。 ・既存施設のリニューアルのため、めざす新市場としての限界がある。 ・工事期間中、一部使用できない施設が生じる。 ・余剰地確保が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮施設建設のための用地が必要になる。 ・仮移転が必要になる。 ・最小限の仮施設建設費および土地費用（借地等）、仮移転費用が必要になる（市有地等の活用により圧縮可能）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土地取得費が必要（未利用の市有地がある場合には、その市有地活用の可能性有り） ・新たな土地の造成やインフラ工事が必要となり、施設整備までに費用や期間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的なスクラップアンドビルドのため、建物によって使用開始時期が異なる。 ・全体配置がローリングにより影響を受ける。

(2)必要機能および適正規模の検討

①必要機能の検討

再整備にあたって整備する機能

1	売場機能	青果部、水産物部、花き部の3部門について、それぞれ市場基本機能として、卸売場、仲卸売場機能を整備する。 コールドチェーンが途切れないよう、定温（低温）設備を整備し、商品の鮮度を維持し、適切な品質管理を可能にする。
2	買荷保管機能	買荷保管所は、配送前の一時保管だけではなく、分荷作業等の機能をもつスペースとして充実する。 売場同様、コールドチェーンにも対応可能な保管所とする。
3	荷捌機能	荷受に際して、天候に左右されずに温度管理が可能な荷捌機能をもつ。 温度環境については、青果部、水産物部、花き部それぞれの部門で設定することができるようにする。
4	事業者事務所機能等	事業者事務所、会議室、事業者倉庫等を整備する。 低温倉庫、常温倉庫、冷蔵庫、冷凍庫については、青果部、水産物部、花き部それぞれの部門において整備する。 受発注システムや在庫管理など、IoTやDXの活用等による作業の効率化を検討する。
5	加工機能	消費者ニーズに応えられるよう加工機能を充実させる。 加工機能整備にあたっては、①市場施設として整備し賃貸する、②事業者が自前で整備する等、整備方法について検討を進める。 HACCPに対応した加工機能の整備を検討する。
6	物流機能	市場内の物流事業者のための機能（事務所、会議室、整備工場、トラック駐車場等）を整備する。
7	管理機能	市場管理室、市場運営会社（指定管理者）の事務室、市場全体の会議室、多目的室等を整備する。
8	市場労働環境整備機能	人材確保のため、労働環境の整備を行うと共に、女性が働きやすい職場としての環境整備を行う。
9	関連事業機能	今後の本市場にとって必要とされる関連事業機能についての検討を行う。

HACCP : Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析重要管理点：食品の製造工程において起こりうる危害の要因を予め分析し、重点的に管理する点を決め、それを管理することで安全を守る管理方法）

②適正規模の検討

1)取扱数量

取扱数量については、3つのパターンで検討した。

パターンA：過去10年間の取扱数量のトレンドが今後も続くと仮定して、令和12年度時の取扱数量を算定（減少パターン）。

パターンB：現状取扱数量を今後も維持すると仮定したパターン（現状維持パターン）。

パターンC：市場内事業者アンケートによる将来予測をもとに、令和12年度時の取扱数量を算定（増加パターン）。

2)基準面積

・「卸売市場規模算定基準」（農林水産省第10次卸売市場整備基本方針）をもとに、市場内事業者へのヒアリングを踏まえ補正した。

再整備後の市場施設規模（㎡）

	青果	水産物	花き	計
卸売場	2,000～4,200	1,900～2,700	400～500	4,300～7,400
仲卸売場	2,300～3,000	500～600	400～600	3,200～4,200
買荷保管所	4,000～8,800	1,800～2,500	400～600	6,200～11,900
計	8,300～16,000	4,200～6,100	1,200～1,700	13,700～23,500

現況の市場施設規模（㎡）

	青果	水産物	花き	計
卸売場	6,090	4,627	1,283	12,000
仲卸売場	1,932	2,982	180	5,094
買荷保管所	2,709	2,474	290	5,473
計	10,731	10,083	1,753	22,567

(3)再整備パターンの検討

①整備地および施設整備の考え方

- ・整備地の考え方について、移転建替えや市場外への仮移転による建替えは、移転先の土地の確保が必要となり、用地の取得や造成、インフラ整備など費用や期間を要することが想定される。そのため、費用的にも期間的にも過度な投資とならないよう「現地でのローリングによる建替え」により施設整備を行うこととする。
- ・本市場の長期的なあり方を実現するためには、施設の耐久性向上に加えて、新たな機能導入や合理的な物流動線など、社会ニーズに適応した施設に更新していくことが必要となる。そのため施設整備の考え方としては「全面的な建替え」とする。
- ・なお、令和4年11月現在、本市場の再整備を含む外旭川地区まちづくり構想においては、全体の配置計画として、本市場は「現在地での全面建替え」としている。

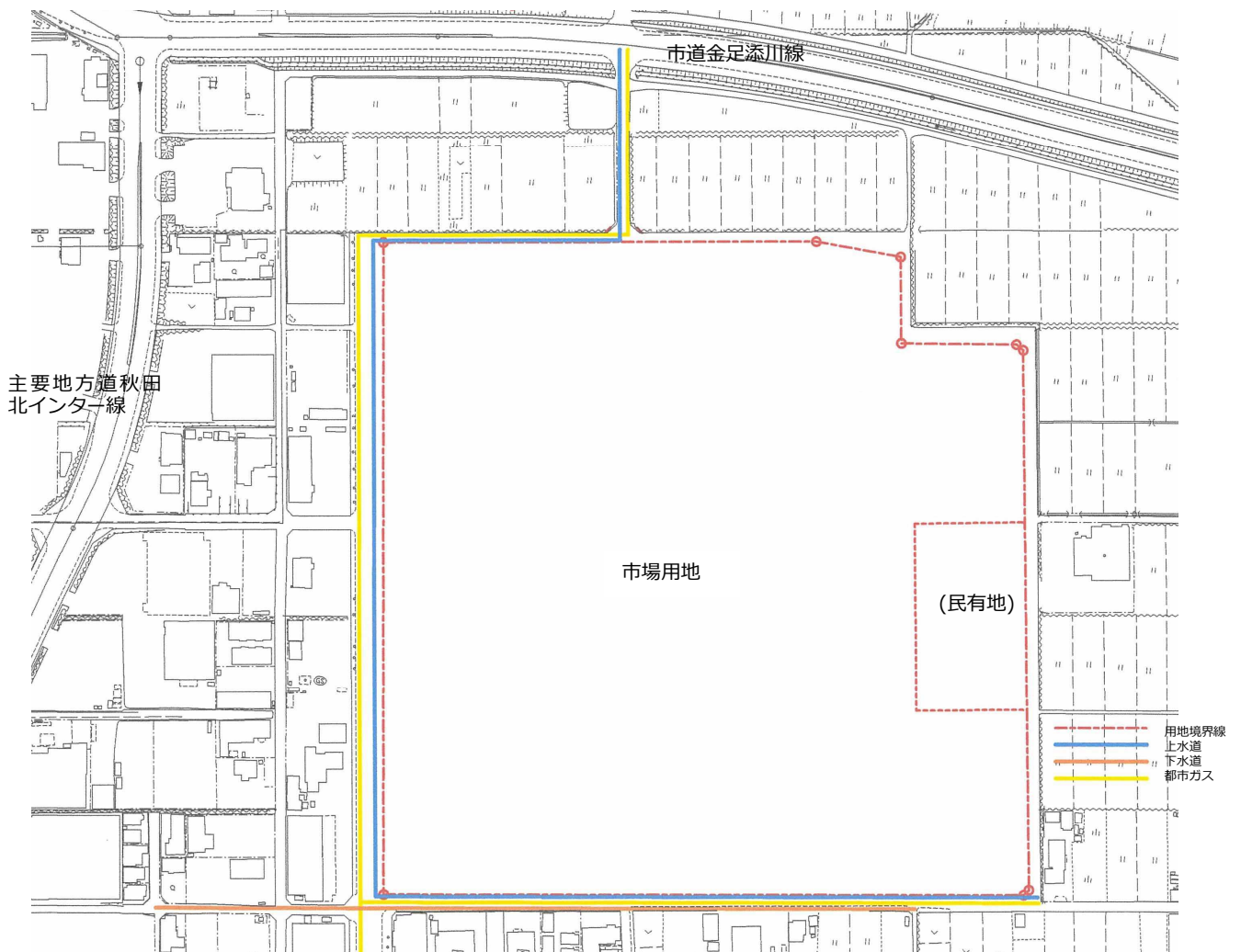
②用地条件の整理

1) 用地条件の整理

- ・用地は、現在の市場用地（139,520㎡）に東側の民有地を加えた範囲を想定する。

2) インフラ状況

- ・電気、上下水道、都市ガス等、インフラの状況は下図のとおり。



用地条件図

③再整備パターンの検討条件の整理

- ・既存施設については、建設時期から判断して基本的に移転又は撤去とするが、民間低温物流センターについては、平成 27 年竣工であることから現位置に残すことを前提として、検討する必要がある。
- ・現在市場へのアクセスは、市場用地西側の主要地方道秋田北インター線となっているが、当該道路から本市場にアクセスする道路幅員が狭く、また、この道路が市場正門に真っすぐつながっておらず、大型車両の通行に問題があるため、アクセス方法を検討する必要がある。
- ・加工施設等、将来の本市場に必要な機能を整備するために、将来拡張用の民間事業用地を確保する必要がある。
- ・余剰地の確保を検討する。位置や規模については、本市場に必要な機能の配置や動線の合理化を優先して検討する必要がある。

④再整備パターンの検討

市場内検討会議、部門別ワーキング部会での検討を踏まえ、用地条件、整備パターンの条件から以下の施設配置パターンを検討する。

〔 ※施設配置パターンについては、現在、市場内事業者と調整を図っている施設の規模が固まった段階で、2パターン以上を記載する予定である。 〕

(4)余剰地活用の考え方

①都市施設としての余剰地活用

- ・余剰地の活用方法については、今後民間事業者へのニーズ調査等のヒアリングを行い、効果的な活用方法について検討をすることとなるが、都市施設である市場との機能連携を図ることを前提とする。

余剰地活用例

タイプ	概要	事例
A 市場物流機能の強化・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・主として市場内事業者が使用している現況の配送スペースでは不足する場合に、別途、物流センター（パック加工を含む場合あり）などを市場施設の周辺に設置 ・利用者は、卸売業者や大口と取引する仲卸業者又は仲卸組合 	盛岡市中央卸売市場 川崎市中央卸売市場
B 食品加工場（一次加工、二次加工含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・主として卸売市場に集まる青果物・水産物を利用し、カット野菜や加工品、総菜、弁当等を製造する工場を整備 ・市場内事業者による直営や関連会社での経営、さらには外部事業者と連携する場合も想定される。 	倉敷青果荷受組合（カット野菜工場；延床面積1,325㎡）
C 生鮮食料品以外の物流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市場で取引する生鮮食料品以外の日販品や飲料などの食品を取り扱う物流センターを誘致 ・市場で取引する生鮮食料品との同梱配送等の効率化が可能な場合や、市場利用者にとって仕入れが効率化する場合もあり 	湘南藤沢卸売市場（国分の物流センターを誘致）
D 生鮮食料品の直売所等（B to C）	<ul style="list-style-type: none"> ・市場で取引する生鮮食料品を市民や来訪者に向けて販売する、集客が見込める直売所を設置 ・道の駅的な情報発信や飲食、加工品販売などと地域活性化や農業振興などと関係付けることも考えられる。 	和歌山市中央卸売市場

②外旭川地区まちづくり構想との連携

- ・本市場の用地を含む外旭川地区では、まちづくりのモデル地区を整備する構想があり、まちづくりと連携した余剰地の活用が選択肢の1つとして考えられる。
- ・今後、卸売市場再整備基本計画によって生み出される余剰地の位置や規模と、外旭川地区まちづくり構想との調整を行いつつ、余剰地活用方法を決定する。

(5)設置・運営主体

- ・本市場の将来ビジョンの実現に向けた市場再整備事業の実施にあたっては、公共と民間が連携して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことで、民間の創意工夫等を活用して、行政の財政負担の軽減やサービス提供等を目的に導入されている官民連携手法の導入を検討する。
- ・なお本市場では、平成24年度より地方卸売市場において「あきた市場マネジメント株式会社」が指定管理者となり、管理・運営を行っている。

(6)事業手法の検討

①事業スキームの整理

・市場の再整備において想定される主な事業スキームとしては、以下のものが考えられる。

方式	設計	整備	所有権	維持管理運営	資金調達	内容	
従来型公共事業	公	公	公	公	公	市が設計、建築、維持管理等の業務ごとに分離・分割して発注する方式	
PFI/ PPP	BTO	民	民	公	民	民間事業者が施設の整備を行い、竣工時に市へ施設の所有権を移転した上で、事業期間中にわたって民間事業者が維持管理運営を行う PFI 事業。整備コストについて民間資金の活用が可能	
	BOT	民	民	民	民	民間事業者が施設の整備を行い、事業期間中にわたって民間事業者が施設を所有したまま維持管理運営を行う PFI 事業。事業期間終了時に市へ所有権を移転する。整備コストについて民間資金の活用が可能	
	BOO	民	民	民	民	民間事業者が施設の整備を行い、事業期間中にわたって民間事業者が維持管理運営を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去する等公共側への所有権移転がない PFI 事業	
	リース	民	民	民	民	民間事業者が施設の設計・建設、維持管理を行い、市がそのサービス対価をリース料として事業者に支払う方式 市の初期投資を抑え、費用の平準化が可能	
	DB	民	民	公	公	公	施設の設計と建設を一体的に民間事業者へ発注する（設計施工一括発注方式）。事業実施に要する資金の調達は市が行う。
	DBO	民	民	公	民	公	施設の設計と建設および維持管理運営を一体的に民間事業者へ発注する（設計施工一括発注方式）。事業実施に要する資金の調達は市が行う。

PFI : Private Finance Initiative (公的社会資本の整備・運営に民間資金や経営ノウハウを導入する政策手法)

PPP : Public Private Partnership (官民連携)

BTO : Build-Transfer-Operate (建設→所有権移転→運営)

BOT : Build-Operate-Transfer (建設→運営→所有権移転)

BOO : Build-Own-Operate (建設→運営→民間所有)

DB : Design-Build (設計および施工一括発注)

DBO : Design-Build-Operate (設計・建設・運営一括発注)

・ PFI 事業の事業形態は、民間事業者の収入の源泉によって下記の3つに分類される。

形態	独立採算型	サービス購入型	ジョイントベンチャー型
内容	施設の整備や維持管理運営の全てのコストを利用者からの利用料収入で賄う。	施設の整備や維持管理運営の全てのコストを行政からのサービス購入費により賄う。	左記の二つの中間型で、施設の整備や維持管理運営のコストを利用者からの利用料収入と行政からのサービス購入費で賄う。

②民間資本の活用方策と実現の可能性

1) 民間資本の活用方策

- ・市場整備における民間資本活用については、以下の方策が考えられる。

民間資本を活用する方策	内容	メリット	デメリット
市場施設の整備に民間資本を活用	PFI (BTO、BOT) を採用して施設整備費の全部または一部に民間資本を活用	交付金と起債で賄えない部分を一般財源または基金によって調達できない場合に民間資金による調達が可能	交付金と起債で大部分のイニシャルコストが賄えるため、起債より金利が高い民間資金を活用するメリットは小さい
市場施設を民間所有とすることで民間資本を活用	リースもしくはPFI (BOO) を採用し、施設整備を民間資本で行う。	民間施設を賃借することで、市の財政負担の平準化が可能 民間施設とすることで、市が施設を保有しないことが可能となる。	同上 市場を民間所有とすることによる追加コストが発生する。
市場の民営化	市場用地を民間事業者へ売却もしくは賃貸し、民間資本が開設者となり市場を整備する。	市は市場運営から撤退することで、人件費等の負担が軽減された上で、地代収入を得ることができる。	民営化するためには、受け皿となることのできる強力な事業者の存在と、市場関係者の理解など、様々な条件が必要

2) 民間資本活用の検討

■民間資金調達

- ・市場整備は交付金や起債の活用により、民間資金調達のメリットは小さく、民間資金を活用することによるコスト面でのデメリットの方が大きく、資金調達において合理性はない。
- ・民間施設を賃借して市場とすることにより、将来の市場必要規模に応じて面積を減らし、市の負担を軽減する方法も考えられるが、この方式は、所有リスクは外部化するが、そのために新たなコストが発生する可能性もあり、また契約形態によっては、交付金の対象外となる可能性もある。

■施設整備

- ・市場の再整備は建築工事としての規模が大きいことから、施設整備の効率性の向上等に民間事業者のノウハウを導入する意義は高い。
- ・そのため、資金調達を伴わない民活事業手法である DB や DBO 手法を市場整備に導入することについての実現性は高い。

■余剰地活用

- ・卸売市場という物流拠点に隣接した一定規模の用地であり、高速道路のインターチェンジに近いなどの利便性にも優れているため、余剰地の利活用における民間事業者の参入の可能性は高い。
- ・余剰地を含む市場全体で一体的な整備を行なうことで用地の利用効率が高まる可能性は高いと考えられるため、外旭川地区まちづくり構想との関係も踏まえながら、施設整備と余剰地活用の民活導入を一体として検討を行う必要がある。

3) 財政負担軽減や市場内事業者の使用料負担軽減に資する民間活用の検討

- ・維持管理運営において、個別に委託発注している様々な業務をできるだけ一体化して長期間で発注することにより、業務実施の効率化と習熟効果から、ランニングコストの縮減を図ることが可能となる。
- ・実質的な資金収支において、余剰地の売却による収入を市場の施設整備費に充当することのできる場合は、財政負担の軽減が可能になる。
- ・借地の場合にも、施設整備時の起債の償還やランニングコストに充当することが可能となる。

8 再整備のスケジュール（案）

再整備のスケジュール（案）の検討にあたっては、本市場の再整備を現市場用地における DB 又は DBO による手法（設計施工一括発注方式）とすることを前提とし、その工程と事業スケジュール（案）を整理した。

(1) 工程の概要

①	基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想を踏まえた、事業全体の基本計画を策定する。 事業者への工期短縮や事業費の縮減、余剰地活用の可能性等のサウンディング調査を含む。
②	事業者選定 （アドバイザー）	<ul style="list-style-type: none"> DB 又は DBO を前提した事業者選定。 事業者募集のために、実施方針の作成、要求水準書の作成、提案書評価・決定（選定委員会の運営）、事業契約等のアドバイザー。
③	基本設計・実施設計	・再整備工事全体の基本設計および実施設計
④	付帯工事・準備工事	<ul style="list-style-type: none"> 配管切り回し 電柱移設 仮囲い、工事ヤードの整備 舗装の撤去 下水道引込工事
⑤	本工事	<ul style="list-style-type: none"> 水産棟、水産関連棟（加工/冷蔵/保管）、管理棟建設 青果棟、青果関連棟（加工/低温センター）建設 花き棟建設 物流棟建設 全体外構整備
⑥	余剰地の活用	・余剰地の整備・活用

(2) 事業スケジュール（案）

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度
基本計画	■									
事業者選定 （アドバイザー）		■								
基本設計・実施設計			■							
付帯工事・準備工事			付帯工事 ■	準備工事 ■						
本工事				水産棟・管理棟建設 ■ 青果棟建設 ■ 花き棟・物流棟建設、外構整備 ■ ※整備順は仮定						
余剰地の活用										■
外旭川地区まちづくり事業との調整	■									

花き部（中央卸売市場）の公設地方卸売市場への移行について

花き部（中央卸売市場）について、令和6年4月1日の公設地方卸売市場への移行に向けて、次のとおり手続等を進めようとするものである。

1 これまでの経緯

花き部の公設地方卸売市場への移行については、平成28年2月に策定した「秋田市卸売市場経営改革プラン」において、今後取り組むべき事項として位置付け、これまで市場内事業者とさらなる市場運営の効率化・合理化をめざして協議を重ねてきたところである。

こうした中、令和4年3月に開催された市場内事業者で構成される秋田市卸売市場協会の常任理事会において、最終的な合意形成が図られたものである。

2 移行に伴う効果

- (1) 中央卸売市場と公設地方卸売市場の特別会計を一本化することにより、市の事務負担の軽減が図られること。
- (2) 公設地方卸売市場における指定管理者制度を活用することで、市の人員や予算の面で合理化が図られること。
- (3) 公設地方卸売市場の活性化を目指し、市場内事業者による売買取引に係る多様な手法や流通の効率化等について、花き部、青果部および水産物部が丸となって、より一体的な取組の推進を図ることが可能となること。

3 今後の予定

令和4年度は、指定管理者との協定書・仕様書の修正案の検討、秋田市公設地方卸売市場業務条例の改正案の検討、各種手続の確認等の事前準備を進めているところである。

令和5年度には、組織機構、予算、指定管理者制度等について庁内調整を行うほか、次のとおり手続等を進める予定である。

年月		内容
令和5年	7月	市場運営協議会（中央・公設地方）および取引委員会（中央・公設地方）の開催
	9月	市議会定例会へ議案提出 ・中央卸売市場業務条例の廃止 ・公設地方卸売市場業務条例の一部改正
	10月	国・県への申請手続
	11月	市議会定例会へ議案提出 ・指定管理者が管理する施設の範囲の変更
	12月	指定管理者の告示
令和6年	1月	指定管理者との基本協定の一部を変更する協定書の締結
	4月	花き部の公設地方卸売市場への移行